

入札説明書

(弁天市有林)

<<一般競争入札>>

一般競争入札への参加申し込みにあたっては、
入札説明書及びその他添付資料の記載事項を承知するとともに、
現地を確認したうえでお申し込みください。

受付期間 令和8年10月13日(火)～11月16日(月)

入札日時 令和8年12月8日(火) 午前10時00分～

入札場所 大分市役所 本庁舎9階 第一入札室
(大分市荷揚町2番31号)

問い合わせ先 大分市 農林水産部 林業水産課
(直通) 097-537-5783

申し込みから売買までの流れ

①入札参加の申し込み

受付期間： 令和 8 年 10 月 13 日(火)～令和 8 年 11 月 16 日(月)

現地説明会 実施日： 令和 8 年 11 月 5 日(木)

集合場所： 高崎山南登山口駐車場

※参加する場合は事前申込が必要です。

②入札参加資格の審査

受付した申込書類をもとに入札参加資格の有無を審査します。

③入札の実施

入札日時： 令和 8 年 12 月 8 日(火) 午前 10 時～

場所： 大分市役所 本庁舎9階 第一入札室

※入札前又は当日に入札保証金を納付する必要があります。

④落札者の決定

入札の面前で開札し、予定価格以上で最高価格の入札者を落札候補者とします。

落札候補者を再度審査のうえ、落札者として正式に通知し、通知後、落札者に契約に関する説明を行います。

⑤売買契約の締結

落札者決定日から7日以内に売買契約を締結。

契約保証金として落札価格の1割以上を納付。

※契約書に貼付する印紙代(1部)は購入者の負担となります。

⑥物件の引き渡し

契約締結後、大分市が指定する期日までに売買金額を一括して納付していただきます。

現地立会を行い、物件を引き渡します。

⑦着手届等の提出

着手前までに事業着手届及び事業計画書を提出していただきます。

⑧跡地検査

搬出期限までに搬出を完了し、完了後は搬出完了届を提出し、市職員による跡地検査を受けます。

「一般競争入札」は、広く入札参加者を募り、大分市が定める予定価格以上で最高の価格をもって入札した者を売買契約の相手方とするものです。

入札参加を希望される方は、次の各事項をご確認のうえ、お申し込みください。

1 売払い物件

入札事項	弁天市有林内の立木売払い			
市有林名	弁天市有林			
所在地	由布市挾間町七蔵司字ペンテン 777 番			
面積	3.25ha(スギ:2.23ha、ヒノキ:1.02ha)			
樹種	スギ	ヒノキ	計	備考
林齢	44～74 年生	44～74 年生	—	
本数	1,253 本	540 本	1,793 本	※切捨て木を含む ※毎木調査による
立木材積	1,669.80 m ³	508.94 m ³	2,178.74 m ³	※材積は立木調査の結果による推定値
搬出期間	売払代金納入後、引渡日から令和 9 年 12 月 15 日(水)			

※詳細は、別紙「物件調書」、「位置図」、「樹種区分図」をご覧ください。

※予定価格は非公開です。

2 入札参加者の資格等

入札の参加者となることができるのは、次のすべての要件を満たしている個人または法人とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 素材生産業(森林組合連合会及び森林組合を含む)、木材製造業(木材チップ製造業を含む)又は木材卸売業のいずれかを営んでいる者(木材協同組合連合会を含む)であり、令和 9 年 12 月 15 日(水)までに物件の搬出を完了させる能力を有する者であること。
- (3) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の許可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。)でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 項に掲げる暴力団およびこれらの利益となる行動を行っていない者であること。
- (5) 入札予定日以前 3 月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

3 現地説明会

- (1) 日 時 令和 8 年 11 月 5 日(木) 午前 10 時集合
- (2) 集合場所 高崎山南登山口駐車場
(由布市挾間町七蔵司 1175-4)
- (3) 現地説明会に参加する場合は、事前に申し込みが必要です。
- 申込期限 令和 8 年 10 月 30 日(金) 午後 5 時 15 分まで(必着)
- 受付場所 大分市 農林水産部 林業水産課(大分市本庁舎 8 階)
大分市荷揚町 2 番 31 号
- 申込方法 現地説明会参加申込書に必要事項を記入・押印(実印)のうえ、林業水産課まで持参又は
郵送にて提出してください。



※集合場所から現地まで移動時間を要するため定刻になり次第出発します。

※現地説明会時に別紙「現地説明会資料」を各自持参ください。

※現地説明会に必ず参加する必要はありませんが、参加しない場合は、各自で現地を確認のうえ、入札参加の申し込みをするようにしてください。

※参加希望者がいない場合は現地説明会を中止します。

※天候等により現地説明会の実施が困難である判断した場合は、説明会前日までに中止又は延期の連絡を参加希望者に対して行います。

4 入札参加の申し込み

- (1) 受付期間 令和8年10月13日(火)～令和8年11月16日(月)
午前8時30分～午後5時15分(必着)
※土・日曜日及び祝日を除く。

- (2) 受付場所 大分市 農林水産部 林業水産課(大分市本庁舎 8 階)
大分市荷揚町 2 番 31 号

(3) 申込方法

入札参加申込書に必要事項を記入・押印(実印)のうえ、申し込みに必要な書類を添えて、受付期間内に林業水産課まで持参又は郵送にて提出してください。なお、郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかで送付するようにしてください。

(4) 申込時の添付書類(各 1 通)

①誓約書

②法人の履歴事項全部証明書の原本又は写し

(個人の場合は身分証明書(運転免許証・マイナンバーカード(写真付き))の写し)

③法人の印鑑証明書の原本又は写し

(個人の場合は印鑑登録証明書の原本又は写し)

④素材生産業、木材製造業又は木材卸売業(以下「上記業」という。)のいずれかを営んでいる者であることを証明できる書類

なお、上記業を営む者の確認は次のいずれかによるものとします。

・過去 2 年以内の山林における土地又は立木の売買契約書

・上記業を営む者で構成される団体又は会社の直近年度の決算書及び会社の事業概要が分かる資料

・林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく林業事業体改善計画の認定を受けた事業体の場合は、知事による認定通知書の写し

・合法木材供給事業者または木質バイオマス証明事業者の場合は、認定者による認定通知書の写し

・その他上記業を営む者であることを確認でき、市が認めたもの

※②、③の各種証明書は、受付時から起算して 3 ヶ月以内に発行されたものに限りします。

※提出書類にかかる費用は、全て申込者の負担となります。

※添付書類は返却しません。

(5) 無効の申し込み

次のいずれかに該当する申し込みは無効となります。

①入札参加資格のない者による申し込み

②所定の申込書によらない申し込み

③記入漏れ、押印漏れ、書類不足による申し込み

④受付期間外による申し込み

(6) 入札参加資格審査結果の通知

申込者に対しては、申込受付後、入札参加資格について審査を行い、令和 8 年 11 月 25 日(金)までにその適否を通知します。万が一、期日までに通知が届いていない場合は、林業水産課までご一報ください。なお、本通知はあくまで事前審査に伴うものであり、開札後、落札候補者については入札参加資格の適否を再度審査したうえで、要件を満たしている者を落札者として決定します。

5 入札保証金の納付

入札参加者は、一般競争入札に参加するにあたり入札保証金を納付する必要があります。

(1) 入札保証金額 見積金額の 100 分の 5 以上の額

※見積金額 = 入札書に記載する金額に消費税額を加えた金額

(2) 納入方法

現金で納付する場合 ⇒ 入札当日にご持参ください。

口座振込で納付する場合 ⇒ 入札日の 2 日前までに指定の振込口座に納付してください。

※口座振込で納付される場合は、振込先情報をお伝えしますので、事前に林業水産課までお申し出ください。

(3) その他

①落札者の入札保証金は、契約保証金に充当することができます。

②落札者以外の者の入札保証金は、入札終了後、次の方法により入札者に返還します。

事前に口座振込により納付した場合 ⇒ 入札保証金返還請求書を提出してください。

後日入金いたします。

当日現金により納付した場合 ⇒ 納付時発行する入札保証金等納付書兼領収証と引き換えます。

③落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は返還されません。

6 入札・開札

(1) 日 時 令和 8 年 12 月 8 日(火) 午前 10 時 00 分～

(2) 場 所 大分市役所 本庁舎 9 階 第一入札室

※入札の受付は、入札開始前の 30 分前から第一入札室前で行います。

※開始時間に遅れた場合は、入札に参加できません。

(3) 持参するもの

①入札書

②委任状 * 代理人が入札する場合

③実印

④入札保証金 * 納付済みの場合は不要

⑤筆記用具(黒の消せないボールペン)

※実印は、法人の場合は代表者印を持参すること。代理人が入札する場合は、実印(法人の場合は、代表者印)を押印した委任状と代理人の認め印が必要になります。

※入札締め切り後、即時開札します。

(4) 入札の方法

入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記載し、記名、押印のうえ、入札執行者の指示に従って入札書を提出してください。

※入札金額は消費税相当額を除いた金額を記入し、算用数字を使用してください。

※提出された入札書は、その理由の如何にかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことができませんのでご注意ください。

(5) 落札候補者の決定方法

大分市が定める予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者を落札候補者とします。

落札候補者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定します。この場合、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない本職員を当該入札者の代理人としてくじを引かせます。

7 入札の無効

次の(1)から(12)までのいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消します。

- (1) 入札者として資格のない者のした入札
- (2) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- (3) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- (4) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (5) 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札
- (6) 入札金額を訂正した入札
- (7) 入札金額、住所、氏名、押印その他の入札要件を認定しがたい入札
- (8) 郵送又は電送による入札
- (9) 公告に示した競争参加資格のない者のした入札
- (10) 申込書等を提出しなかった者のした入札
- (11) 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札
- (12) 前各号に定めるもののほか、特に指定した事項に違反した入札

8 事後審査及び入札結果の公表

- (1) 開札後、落札候補者について再度入札参加資格の適否を審査し、要件を満たしていることが確認できた場合に、当該落札候補者を落札者として決定し、その旨を通知します。審査により入札参加資格を満たしていないと確認した場合には、予定価格以上をもって申込みをした他の者のうち最高の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）の入札参加資格を確認したうえで、次順位者を落札者とします。

ただし、次順位者が入札参加資格を満たしていないと確認した場合には、順に同様の手続きを行い、入札参加資格を満たしていない者が行った入札については、無効とし、その結果を通知します。

- (2) 落札者決定後、落札者の業者名、落札金額を大分市役所ホームページに公表します。

※落札者が個人の場合は、個人名を非公表とします。

9 契約の締結等

落札者は、落札決定の通知を受けた日から7日以内に売買契約に必要な書類等を提出し、売買契約を締結し、契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として納付していただきます。売買契約締結後は、指定した納入期限までに売買代金を納付していただきます。

- (1) 必要書類等 市有林立木売買契約書(2通)

実印（法人の場合は印鑑証明書、個人の場合は印鑑登録証明書と同じもの）

契約保証金

収入印紙

(2) 必要書類等の提出(納入)期限

落札決定通知日から7日以内(土・日曜日及び祝日を除く。)

(3) 契約内容

別紙「市有林立木売買契約書(案)」のとおり

(4) 売買代金の納入期限

令和9年1月29日(金)

※期間内に契約がなされない場合は、その落札は失効し、入札保証金は返還されません。

※契約締結時に納付していただいた契約保証金は売買代金に充当することができます。

※売買契約書に記載の納入期限までに売買代金が納付されない場合は、売買契約を解除します。なお、その場合契約保証金は返還しません。

※売買契約書に貼付する収入印紙(1部)は、買受人負担となります。なお、契約金額ごとの印紙税額は次の表のとおりです。

契約金額		印紙税額
10万円を超え	50万円以下のもの	200円
50万円を超え	100万円以下のもの	500円
100万円を超え	500万円以下のもの	1,000円
500万円を超え	1千万円以下のもの	5,000円
1千万円を超え	5千万円以下のもの	10,000円
5千万円を超え	1億円以下のもの	30,000円

10 物件の引渡し

(1) 物件の引渡しは、売買代金全額を完納した日から15日以内に物件を双方立ち会いのうえ、物件を引き渡します。

(2) 売払物件の引渡しの際は、速やかに契約物件受領書を提出してください。

※物件は現状有姿のまま引き渡します。

※伐採、搬出及び作業に起因する事故、災害における現状回復等にかかる諸費用は買受人の負担となります。

11 事業計画書の提出

買受人は、事業着手までに事業着手届及び事業計画書(工程表・現場組織体制・使用機械・施業方法・安全管理・緊急時の連絡先・集材路網計画・土場作設計画など)を提出してください。

※法令等による必要な手続きは別途必要になります。(例:伐採届等)

12 伐採・搬出作業等の留意事項

伐採・搬出作業等については、次の掲げる項目に留意して行ってください。

- (1) 主伐時における伐採・搬出指針(令和 5 年 3 月 31 日付け 4 林整第 924 号林野庁長官通知)に基づき実施すること。
- (2) 搬出後の再生林や隣接地・道路・その他に支障のないよう、造材端材や枝条の整理を適切に実施すること(集積箇所の分散、等高線方向の棚積み・谷部での集積を避ける等、下流への流出防止に努めること)。
- (3) 現場内の作業道の開設は必要最小限に留め、水処理を適切に行うこと。
- (4) 物件搬出に伴う市有地内・外の土場・道路・搬出路の使用及び使用後の原形復旧等については買受業者が責任をもって実施すること。
- (5) 道路を占有して作業を行う場合は、事前に道路管理者に協議し、その指示に従い実施すること。
- (6) 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)その他の労働関係法令を遵守し、労働災害の防止、労働環境の改善に取り組むこと。
- (7) 林野火災予防の取組として発生した枝葉、雑木、草等の野焼き及び林内での喫煙を禁止すること。
- (8) 搬出時の過積載については十分に注意すること。
- (9) 伐採跡地の整理状況、搬出路等の補修、その他該当物件の搬出に際して生じた事項について、手直し等の指示を受けた場合は速やかに対処すること。
- (10) 当該地は令和 10 年 1 月から 3 月までの間に再生林を予定しているため、搬出期限は厳守すること。

13 物件の搬出期限と搬出完了後の手続き

- (1) 物件は、令和 9 年 12 月 15 日(水)までに立木の搬出(枝条等の整理・重機、設備の収去等を含む)を完了させてください。
- (2) 搬出完了後は、搬出完了届を提出してください。
- (3) 搬出完了届の提出があった日から 7 日以内に双方現地で立ち会いのもと、市職員による跡地検査を受け、現場の手直し等がなければ合格とし、手直し等を指示された場合は、期限内に手直しを行ってまいります。

※跡地検査合格後に残存する立木については市に帰属するものとします。